


後期高齢者

医療制度の


お知らせ

窓口負担割合の見直しについて



 一定以上の所得のある後期高齢者医療の被保険者の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。窓口負担割合の変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%です。

 窓口負担割合が2割となる方は、左記の項目にすべて該当する方です

- ◎ 住民税課税世帯で、3割負担（現役並み所得者）ではない
- ◎ 同一世帯に住民税の課税所得が28万円以上の被保険者がいる
- ◎ 年金収入＋その他の合計所得金額が、
 - ① 被保険者が1人の世帯の場合、200万円以上
 - ② 被保険者が2人以上の世帯の場合、合計320万円以上

 見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。

後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代（子や孫などの世代）の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

※注意

厚生労働省や地方自治体が電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対ありません。

不審な電話があったときは、警察署（#9110）または消費生活センターにお問合せください。

書類は必ず郵送でお届けします



町民課 主事 藤野真菜

新しい保険者証は橙色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 9月 1日
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広域市連合長1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	昭和 20年 4月 1日
発行期日	昭和 20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)



保険証が新しくなります(黄色↓橙色)

現在、ご使用の黄色の保険証の有効期限が令和4年9月30日をもって満了となるため、10月以降は使用できなくなります。

9月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら橙色の保険証をご使用ください。

10月以降の窓口負担割合が引き続き1割または3割の方も、保険証が新しくなります。

●新しい保険証の有効期限は、令和5年7月31日です。

●紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場町民課保険医療係までお申し出ください。

※減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、限度証(限度額適用認定証)は有効期限が令和5年7月31日までのため、再交付しません。



窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月診療分まで)は、2割負担となる方について窓口負担割合の引き上げに伴い、1か月の外来医療の負担増加額を3000円までに抑えます。(入院の医療費は対象外です)

配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。



2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方へ

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、法律の施行時期に申請書を郵送します。申請書がお手元に届いたら、申請書の記載内容に沿って、口座の登録をしてください。

配慮措置が適用される場合の計算方法

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合 1割の時	①	5,000円
窓口負担割合 2割の時	②	10,000円
負担増	③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限	④	3,000円
払い戻し	(③-④)	2,000円

配慮措置

1か月5,000円の負担増を3,000円に抑制するため差額を払い戻します

問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合
☎011-290-5601

役場町民課保険医療係
☎576-2114